

令和5年度 第1回葛飾区男女平等推進審議会 議事録

日 時：令和5年7月14日（金）午後2時00分～午後3時40分

会 場：葛飾区男女平等推進センター 3階洋室A

出席者：大山委員、齊藤委員、坂井委員、杉江委員、鈴木委員、津村委員、
林あかり委員、林勝則委員、谷茂岡委員、柚木委員（五十音順）

Zoomでの参加者：鷹委員、黒崎委員、谷本委員、千田委員（五十音順）
14名出席

事務局：坂井総務部長、柳池人権推進課長、加藤男女平等推進係長、小熊人権施策推進係長、
男女平等推進係員1名

傍聴者：1名

欠席：板井委員、佐々木委員、島野委員

議 題：

- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画状況について（令和5年3月31日現在）資料1
- (2) 男女平等推進計画（第6次）進捗状況について（令和4年度分）資料2
- (3) 「審議会等への女性の参画促進に関する指針」について資料3

<事前送付資料>

- 資料1：政策・方針決定過程への女性の参画状況調査（集計表）他
- 資料2：男女平等推進計画（第6次）進捗状況調査票（令和4年度分）
- 資料3：審議会等への女性の参画促進に関する指針

<当日机上配付資料>

- ・葛飾区男女平等推進審議会委員名簿
- ・令和4年度第2回葛飾区男女平等推進審議会議事録
- ・葛飾区LGBTs相談パンフレット
- ・ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業リーフレット
- ・各種講座チラシ

1 開 会

会 長： それでは、議事を進行させていただきます。お手元の次第に沿って進めさせていただきます。

なお、ご発言の際は挙手いただいて、お名前をお名乗りいただいた上でご発言ください
ますようお願いいたします。

まず、事務局より本日の審議会の目的について説明がありますのでお願いいたします。

事 務 局： 前回の審議会でございますが、次期7次の計画策定に当たりまして、パブリックコ
メントでもご意見がありました男女平等とジェンダー平等について、多角的な視点からた

くさんご議論をいただきました。ありがとうございます。

こういった様々なご意見を頂いたことによって、今後、事務局といたしましては、第7次の計画策定に当たりまして、国、東京都、ほかの自治体、また社会の動きを見据えながら、引き続き整理したいと思っております。また、前回、各分野の専門的なご意見が多かったことから、各分野の課題がいろいろあることを改めて認識した次第でございます。

このため、整理の仕方といたしましては、いろいろな課題がございますので、その中で使用していく男女平等、ジェンダー平等、もしくはダイバーシティなど、どういったところを目指していくのか、どういった用語が適切なのかというところを改めて定義づけをしっかりとしながら、この場面ではどういった表現が適切かといった積み上げ型の議論をしていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

そして今回でございますが、第6次の男女平等を推進する中におきましても、ジェンダーを意識した取組が中心となっております。今回は第6次男女平等推進計画の調査結果を報告し、ご意見を頂戴できればと思っております。何とぞよろしくお願いたします。

会長： では、私からも一言。前回の審議会から随分時間がたってしまいましたけれども、あのときに皆様から、ブレインストーミングと称して本当に多面的な多角的なご意見を頂戴しまして、本当にありがとうございました。消化不良だったところもあるかとは思いますが、あのようないろいろな形で意見が出てくるということがまず第一歩だというふうに思っておりますし、昨今のLGBT理解増進法だとか、性的同意だとか、最近の世の中と法制化の進み具合も驚くべきスピードで行われていますので、第7次になるまでには、私たちもそれに合わせたような形でしっかりと議論を積み重ねていければと思います。どうぞまたよろしくお願いたします。

2 議 題

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画状況について（令和5年3月31日現在）

事務局より、資料1について説明

会長： ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明を受けて皆様からのご意見を頂きたいと思えます。いかがでしょうか。オンライン参加の方でももちろん構いませんので、何かご意見があればお願いたします。

委員： 毎回話題になっているのですが、やはり団体推薦などの女性の数が少ないなという印象があります。どうしても特定の資格などを持たないと、その委員をやれないという場合もあるので、絶対に女性にしなくてはいけないというところとちょっと厳しいのですが、ある程度はと思えます。これは多分資料3につながっていくと思うのですが、最近では大学などでも女性限定公募とか、そういう形で女性を推薦してくださいというふうにもう少し強い形でやらないと、なかなか女性の委員は増えていかないのではという感想

を持っています。

会 長： ありがとうございます。
事務局から何かコメントはございますか。

事務局： ありがとうございます。おっしゃるとおり資料3にもつながってまいります。私ども、この会議の前に庁内への周知を図らせていただく本部会も開催させていただいております。そちらはこの会議を所管する各部長、課長に参加いただいている会議で、この資料3を使いまして協力を求めるものとなっております。ただ、昨年の3月31日時点の調査をかけたところ、コメントを頂きながら返ってくる調査票でございますが、この指針をお使いになって、団体推薦だったり、その他の推薦というところで、職務指定のないものについては積極的に働きかけをいただいているという結果が返ってまいりましたので、これは意識が向いているという結果を私は認識させていただきました。今年度改選が予定されている会議体につきましても期待をしたいところでございます。ありがとうございます。

会 長： よろしいでしょうか。
確かに毎回のように話題になる点と思いますが、引き続き働きかけをよろしく願いいたします。
ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。

委 員： 今の資料で、令和5年3月31日現在ということで出していただいたと思います。改選時期のところで見ていくと、令和5年4月、5月、6月と結構あるみたいだったので、その改選によって変動があったり、例えば人が増えているとか減っているとか、改選時期が到来しているのが多いので分かっている範囲で結構ですが教えていただきたい。例えば介護認定審査会は令和5年4月が改選時期になっていますけれども、今192名中の女性が70名ですが、これが80名ぐらいになっていますよとか、もし分かっていることがあれば教えていただければと思います。

会 長： この資料作成以降の改選で何か動きがあったか、分かる範囲でということですがけれども、事務局のほうはいかがでしょう。

事務局： ご意見ありがとうございます。13番の介護保険の審査会につきましては、調査をかけている段階では約37%というところで、当初目標としていた女性の割合は大分増えているという報告は受けております。ただ、この4月に改選があって、その名簿というのは今現在では私の手元に届いておりませんので、議事録を作成する際に、どの辺の変更があったかというのは併せて回答させていただければと思っております。

委 員： ありがとうございます。

会 長： 後日資料が送付されるそうなので、そちらをお待ちしたいと思います。
ほかにはいかがでしょうか。

委 員： 私、東京商工会議所葛飾支部の代表で参っております、団体推薦の少なさということについては常々申し訳なく思っているところで、早速支部にも報告して前向きに取り組むように話を進めます。

全体の感想としては、これもいろいろ制約があると思うのですが、目標のパーセントも含めて、ちょっと私が個人的に気になるのが、防災会議と都市計画審議会、これは専門性があると思うのですが、災害が多いご時世と、それから防災対策についての根本的な大本である都市計画の審議会、このところの比率が目標値でもまだ足りない。平均を下回っているというのは、団体の課題もありますけれども、全体の課題として気になるところです。

会 長： ありがとうございます。事務局はいかがでしょう。

事 務 局： ありがとうございます。引き続き団体推薦のほうは、ご協力をよろしくお願いたします。

また、防災会議につきまして、おっしゃっていただいたとおり、避難所についての女性の場所だったり、要配慮者に対するお部屋の割当てだったり、問題が山積していると認識しております。今年度、防災会議の委員を拝見させていただきますと、職員の割合のところ、各所管の部長が入っているところがございますので、どうしてもここは管理職の部長の女性の割合も低いことも影響しているところは区の職員としても反省の点であるということと、職務指定は、こちらの防災に対して4名ですので、それ以外の団体推薦というところで、例えば警察署長、本田消防署の団長、新小岩の駅長といったところの団体の推薦の枠がほとんど男性という状況でございます。ただ1点、東京ガスネットワークというところが女性の支店長のお名前が挙がっておりますので、職務指定以外のところでも少し増えていくことを期待したいところでございます。

会 長： 職位が上位の方が男性という構造が、そのまま反映されてしまっているということなのだと思います。ありがとうございます。
ほかにはいかがでしょうか。

委 員： ちょっと伺いたいののですが、29番の子ども・子育て会議ですが、今はどちらかというと男女同じようでもいいのですけれども、でもやはり主に女性が多いので、これで見ると半分ですね。これはどこで推薦しているのですか。子育て会議の委員さんを選ぶのはどこでやっているのですか。

事 務 局： 子育て支援部になります。

委 員： 行政のほうで選んでいるわけね。

事務局： はい、そうです。

委員： 専門職を選んでいるわけですね。

事務局： そうでございます。

委員： どうもありがとうございます。できるだけ女性の方を多く入れるようにしてください。

事務局： ありがとうございます。

会長： 今のは所管課の子育て支援部が選んでいるということですね。ありがとうございます。引き続きまして、議題（２）に移ります。男女平等推進計画（第６次）の進捗状況調査報告について、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

（２）男女平等推進計画（第６次）進捗状況について（令和４年度分）

事務局より、資料２について説明

会長： ありがとうございます。

それでは、今のご説明を受けて、扱ってくださった点、あるいは言及がなかったところでも構わないと思うのですが、何か皆さんのほうからご意見、ご質問ございますでしょうか。

委員： １ページの１番の「学校における男女平等にかかわる適正な指導」というところで、標準服を見直しされたというところがあったと思うのですが、服装規定に関してはどうなのかなと思ってしまして、その観点での見直しを求めたいと思います。髪型とか制服の着こなしって、男女差が中学校で出てくると思うので、合理性のある規定だったらいいと思うのですが、例えば、私がネットで「葛飾区 中学校 校則」で調べてみました。そうしたら一番上に、ある区立中学校のロコミが出てきて、ものすごく校則が厳しい。セーターを着ているときには必ずブレザー着用、セーターの袖を出してはいけない、リボンを必ずつける、式典のときはセーターを着ない、前髪は眉毛にかからないように、女子のヘアゴムの色は黒か紺のみ、おだんごは駄目、編み込みも駄目、三つ編みと結び目は耳より下、おじぎをしたときに女子は髪の毛が垂れてこないように耳にかけ、ピンで留める、スカートの丈は膝下、靴下はふくらはぎの中間の長さでワンポイントのみ可で白色のみ、年に何回か身だしなみチェックがあって、それに引っかけると再チェックということで、すごくびっくりしてしまって、私がいた何十年前と全然変わっていないなと思いました。今、令和じゃない？ とすごくびっくりしたのですが、多様性とか男女の違いを人権教育というところで、これって矛盾しているのではないかとすごく思いました。

あと、23ページの89番、「性自認・性的志向に関する相談（LGBTs相談）」、ここは子どもの制服などの相談があったということなのですが、そういうことも含

めてなんじゃないかなと思っていて、24 ページの 94 番にも「学校での人権教育の推進」とありますけれども、ここにもつながりますし、戻って 1 ページの 2 番、「男女平等教育の視点における性教育の実施」、自分の体は自分のものという、そこは原点だと思うのです。そこに全部つながってくるので、多様性への理解促進をしている一方で、これだけが違って、中学校の多感な時期に性によって、自分の体は誰のものなのだろうというような矛盾を突きつけられている。それってちょっとどうなのかなというのがあるので、標準服もすごくいいと思うのですが、同時に校則、服装規定に関しても見直しをしてもらいたいなと思っております。

会 長： ありがとうございます。すごく大事なご指摘だったと思いますが、事務局のほうは何かこれに関して情報とかお持ちでいらっしゃいますか。

事務局： ありがとうございます。頂いている報告の中では、人権教育だったり、今年度から生命の安全教育といったところで、これは 2020 年の性犯罪性暴力の強化の方針に基づいて文部科学省が、小学校 1 年生のときから大事なところを触られたらどういうふうに対応するか、どういうふうに答えたらいいかというところが、令和 5 年度からの一斉の取組としての報告は受けているところでございます。そういったところで先ほど委員がおっしゃってくださったような、そこに例えば校則規定がどれだけ盛り込まれているかというところは、なかなか生命の安全教育の分野ではカバーし切れないところではないかと思っております。標準服の見直しに関しましては、見直しをかけるに当たっての考え方、どういう方針で学校がジェンダー平等を捉えていくかということから取り組んでいる分野だと認識しておりますので、そういった点で、女の子としては、男の子としては、どういったところが在り方としていいのかなと、では、校則はどうしていったらいいのかなと下りてくるものだと理解しております。今日頂いたご意見もちろん主管課には伝えさせていただくとともに、そちらは人権推進課としても注視していきたいと思っております。ありがとうございます。

会 長： ありがとうございます。

今のお話に関連してですが、いわゆるブラック校則という話ですよね。この件について、所管するのは教育委員会ということでしょうか。

事務局： 教育委員会でございます。

会 長： その教育委員会への働きかけというのは、どのようにできるのでしょうか。まずは校則の調査だとか、そういうところから始めることができるかと思うのですが、どういうふうに働きかけができるのでしょうか。

事務局： まず校則については、教育委員会の中に指導室という組織がありますので、そこで各学校がどのような校則を有しているかを把握しているはずだとは思いますが、ただ、今ご指摘のあったような、特に性別ごとに、どこのあたりまで細かく規定を行っているか、

そういったところにも我々のほうから、今日頂いた意見も踏まえて、話はさせていただきたいと思います。校則をどう定めるのかというのは、基本的には学校長の権限というか役割になるかと思いますが、教育委員会でどのような形での働きかけができるのか、そういうところを我々としても話を聞いてみたいと思います。

会長： ありがとうございます。幾つかハードルがありそうだというのもよく分かりました。教育に関するお話で続けて、質問というかコメントなのですが、今、委員がご指摘くださったように、例えば性教育の話、2番だとか、それから後のほうにも出てきますけれども、性の多様性だとか、最近、法律も変わって性的な同意の話だとか、恐らくそれを指導する側の大人側が新しい概念や考え方を知らないで教えなくちゃならないという非常に厳しい状況にあるのかなと思います。そのために恐らく3番の教職員に対する研修というのが、年に1回行われているということなので、今回の性的な同意の話も含めて、もう少し回数を多くするとか、教える側に知識をもう少し持ってもらうようにしないと、結果的に子どもたちを苦しめてしまうようなことになりかねないと思います。今のようにご意見でも感想でも何でもいいかと思いますが、オンラインの方はいかがでしょうか。

委員： 先ほどのブラック校則の件について、私も同じような意見を持っています。ジェンダー平等の観点で、合理性がない規定が多いのではないかと、子どもを持つ保護者として非常に感じております。教育委員会だから、校長の権限だからみたいな感じで、責任がいろいろなところに行くと、随分前から言っていることだが、結局何も進まない。改めて、教育委員会が決めることだからではなくて、ジェンダー平等の観点で合理性がないことを葛飾区はなくしていこうという方針があるのだから、それに向けて動きましようという形で一つ一つ進めていただきたいと思います。制服についてという、制服さえやればいいでしょうみたいになっちゃうとちょっとまた違うので、その辺を校長先生や副校長先生、もっと役職が上の方でもいいのですが、そういった方に向けた研修であるとか、お忙しい方々であると思いますので、校長先生が集まる会議の中で10分、15分レクチャーさせていただくとか、何らかの形で啓発するぐらいだったら、こちらの会議体としても行けるのではないかと思います。「言ったから」で終わっちゃうと結局進まない気がするので、ぜひ積極的にちょっとずつ風穴を開けるみたいな形で参加していただけるといいかなと思いました。意見です。

会長： 貴重なご意見ありがとうございます。確かに何か風穴を開けたくて皆さんうずうずしているのだと思うのですが、事務局からお願いします。

事務局： ご意見として本当にそのとおりだと思っております。先ほどの制服がというところが第一に出るのではなく、その根底としてジェンダー平等になるためにはどういったところの整理が必要かというところを持って各学校の校長先生の考え方や取組が活かされていくのかなと思っておりますので、このような貴重なご意見をしっかりと踏まえて風穴を開けるべく取り組んでいきたいと思っております。ありがとうございます。

会 長： お願いいたします。

委 員： 今さらなのですけれども、審議会のメンバーに中学校校長会は入ってはいないのでしょ
うか。

事 務 局： はい。

委 員： 振り返れば中学校が一番不安定な時期で様々な問題があると思いますので、小中学校
一緒でもいいのですが、今後のメンバーにと思います。期の途中なので無理かと思いま
すが、ぜひ入れておいたほうがいいと思うのです。

会 長： ありがとうございます。私も教育の関係の現場の方はいらっしゃるかなと思って名簿
を拝見していましたが、残念ながら今日はお休みだということでした。お願いい
たします。

委 員： よろしく申し上げます。課題1の施策の方向1の2と3なのですけれども、私も先ほ
ど会長がおっしゃったように、性教育の実施と3番目の研修会の回数は賛成で、1年に
1回というのは、どういったように決まったのか分からないのですけれども、もうちょ
っと増やしていただきたいなということと、2番目に「全ての学校（小学校49校、中
学校24校、特別支援学校）において」というふうに書いてございまして、今年の実施
予定が「道徳教育の全体教育及び……」と書いてあります。「小・中学校における生命
の安全教育の実施」というすごく具体性がない。「宿泊学習の事前指導において、発達
段階に応じた性教育を実施した」と書いてありますが、令和5年度実施の予定というこ
とですけれども、「特別支援学校の生徒さんも事前指導において」というのは含まれて
いますか。

事 務 局： 含まれております。

委 員： 宿泊学習のときだけなのでしょうか。これも年に1回ということですか。

会 長： この実施の内容や状況に関して、もし事務局でほかに情報があれば追加していただい
ければと思います。

事 務 局： ご意見ありがとうございます。この生命の安全教育に関して補足させていただきます。
小学校の教育の実施要綱に基づいておりますが、単元とって、この項目だけをやるの
ではなく、社会科や道徳といった、いろいろな単元の中に盛り込んでいくというところ
でございます。ただ、宿泊学習の前については洋服の脱ぎ着をするので、そういった機
会については集中して授業として行うというところなんです。それ以外については、生命
の安全教育は本当に幅広いものでございますので、今日1回やったからそれが入るかとい
うと、そういうものではございません。そのために年間計画として教員が指導計画を立

てまして、年間の計画の中で系統的にこの時期にはこの教育、この単元の中でこのことを伝えていこう、また、その伝え方については、指導要領に従って、この表現を1年生には使うだったり、それぞれ細かく分かれております。そしてさらに、その子の能力に応じて分かりやすい言葉で伝えていく、そのように教育は進められていると報告を聞いております。

委員： それはすばらしいですね。葛飾区以外でも、そういう先進的な教育をなさっているということですね。私は子どもを葛飾区で育てたのですけれども、あまりそういうことは今まで葛飾区の学校で経験したことがないものですから、それをお聞きして、すばらしいと思いました。そういうことを少し書いていただけたらなと思います。私はこれだけ読んで、私の子どもが葛飾区で学んでいたときに受けた教育は、今おっしゃっているのとはかけ離れていたものですから、そういうのがイメージできなかつたです。それはすばらしいですね。ありがとうございます。

それと3番の教育研修ですが、小中学校・幼稚園の人権教育担当者の方を研修なさるといことで、これもぜひ続けていただきたいと思います。子どもが幼稚園のときに、季節ごとに現れる変質者というのですか、そういう話題を3年間、幼稚園に行っている間に「気をつけなさい」と言われていました。幼稚園とか保育園のお子さんって一番弱い存在なので、この研修会のことで何かお願いするというのではないのですけれども、特に小さいお子さんたちをいかに守るかということを人権教育の担当者の方、もちろんなさっていると思いますけれども、より一層なさせていただきたいなと思っています。以上でございます。

会長： ありがとうございます。今のご意見に関していかがでしょうか。

委員： 今のお話ですけれども、昨年から不適切な保育ということで、静岡のバスの熱中症の死亡事故に続き、保育士による虐待の事故、そういうことが報道で連発して毎日ニュースを騒がせていて、今、私たちの業界では、人権というものについてどれだけそれぞれの法人や園が学びを高めて、子どもたちが日々健やかに、保護者についても、生活が送れるかということが重点の課題となっています。性もそうなのですが、その前にまず生きていくことが、毎日安心安全であるために、私たち保育者として子どもの傍にいる者がどのような感性を持って保育をしていくかということところです。私は全国の保育団体の研修を企画する仕事もさせていただいているのですが、全国的な傾向を見ると、民間、社会福祉法人や学校法人の保育園、認定こども園、幼稚園さんは自主的に学ぶという意識がとても高いですが、行政管轄の市立や区立の保育者の方たちの学びの機会であったり、これまで縷々として培ってきた価値、文化は崩してはいけないという、先ほど資料1のなぜ女性の委員の割合が上がらないかということも、深いところつながっていくと思うのです。同じ保育士資格を持った保育者でも、行政、地域、私立、公立によって全く子どもの人権の捉え方が違うところで、いろいろな子どもたちが、いろいろな保育園、幼稚園で育った後、小学校に入っていくのは義務教育で確かなのですけれども、まずそこで子どもが自分を大切に思う権利、人権意識がかなり違うというふうに感じてい

るところです。

私立保育園連盟のほとんどが学童保育クラブの運営を葛飾区から移管されておりました、いろいろなお子さんを小学校1年生で放課後の保育をお預かりしているところなのですが、学校については、トイレなどがかなり整備されましたよね。プールの更衣室なども多分整備状態に入っていると思いますが、学童保育クラブについては学校の空き教室を幾つか学童保育クラブ専用室として使っているのですけれども、以前もお話ししたような記憶があるのですが、あれからもう3年ぐらい経っていると思うのですが、一向に整備がないのもう一回いいですか。葛飾区から移管された学童保育クラブのトイレですが、男女が同じ入り口から入る。男子のストールと女子の個室に全く間仕切り、目隠しが無い。おまけに職員も小学生も同じトイレを使っている学童がまだ幾つも存在しております、どんな教育を学校の先生たちが受けたとしても、環境的に子どもの視覚に入るのは、そういう物的設備ですので、啓蒙をしたとして、先生方がそういう感覚になったとしても、同じ小学校の放課後を預かる私たちの子どものトイレ問題からまず考え直してほしいということは、団体としてずっとお伝えしているところです。先生方の啓蒙と同時に物的環境、そして同じ葛飾区民、区で育つ子どもたちとして、どこの小学校に行っても、学童に行っても、保育園・幼稚園に行っても、私立でも、区立でもというところの、子どもの傍にいる教師であったり、保育士であったり、行政の方たちも含めて、そこの人権意識をまずノーマルというか、この先の未来をつくっていく子どもたちのこれからの新たな価値観として、大人がまず学びながら人権意識を高めていく、また子どもたちの命の支援をしていくというところが何よりかなと思うので、先ほどの委員がおっしゃってくれた校則は本当にそのとおりだと思います。

会長： ありがとうございます。現場の方々からのこういう声が出てくるのはすごく大事なことだと思います。ありがとうございます。それをどういうふうにして、この審議会としてどんな働きかけができるのかなというところなのだと思います。私も教育の分野はちょっと不勉強で、そこまで区立と私立の差があるとか、それから意識や啓蒙だけではなく、結局設備、施設も替えていかなきゃならないということになると予算執行という話にもなってきて、やはりそれは行政ということになってくるというふうに勉強はできました。ありがとうございます。

委員： 男女共同参画は大分進行していますので、大分よくなったなと思っております。今、若い人たちは、特に意志を持っていらっしゃるのでもいいのですけれども、今までの人たちのほうが、そういう参画は、口では言っているけれども実際に行動にできないということが多かったのですが、今は徐々に皆さんが地域でやっていらっしゃると思うのです。男女平等の意識の向上を高めることが一番大事で、ましてやこれから人生100年時代、120年時代と言われているときに、私たちが安心・安全に地域で暮らしていくにはどうしたらいいだろうかということをおみんなで考えて一歩進んでいかなければいけない。それにはやはり意識の向上をしっかりと皆さんに植えつけていただきたい。区民に周知すると同時に、情報の提供をしていただいて、皆さんで一歩でも進めるようにこれから努力していかないといけないんじゃないかなと思っております。

会 長： ご意見として承る感じでよろしいですね。今のコメントに関して事務局のほうは何かございますか。

事務局： ありがとうございます。委員にはこの計画を当初のときからご協力いただいて、ずっとこの葛飾区の動向を考えて、そういったところから何が今足りていないかというところをいつも提言いただいております。どうもありがとうございます。意識を変えていくというところ、また、あらゆる世代に情報を届けていくというところを前日もジェンダー平等のところでご発言いただきました。まずはその言葉を浸透していくというところも積極的に進めてほしいということだったと思います。今後も取り組んでいきたいと思っております。ありがとうございます。

会 長： ありがとうございます。
ほかにご意見とかございますでしょうか。

委 員： 選出区分とはちょっと違うのですけれども、葛飾区民として話をさせていたいと思います。今ありました事業番号2番、3番、そして24ページになります94番、この3点についてお伺いしたい、ご意見を申し上げたいと思います。

私自身も葛飾区民でございまして、家庭もございまして、ちょうど心身の発達のある小中学生のところで、青少年の育成とかで、子どもたちが非常に心身ともにデリケートな時期を迎えているということをひしひしと日々感じているところです。2番の「児童・生徒等が」というところの「令和4年度の成果・今後の課題」の「また、小学校6年生、中学2、3年生の宿泊学習の事前指導において」というところ、コロナ禍で宿泊学習ができていないという一定の学年があると思います。そうすると回数が限られている。学校の中でも、指導室から教員自身に研修をする機会も1年に1回ということでした。この内容に関しては2020年の文科省の指針であるということ、今、事務局からのご説明もいただきました。今2023年で、ちょっと昔の内容だと思います。この年代の子どもたちの心身の成長の段階で、自分と同じ年代の男女に関することで興味とか心がいろいろ揺れ動いている中、今よく報道されておりますように、大手芸能事務所の関係があって、ちょうど同じ時期なのですね。男女ではなく、同性であったり、年上・年下、力の強い・弱いというところで、いろいろなことが混ざって非常に混乱している年頃の子どもたちがいます。ここに書いてある指導室になっていくと思うのですが、あと人権の問題になりますので、近々にお話をできる機会を追加で設けていただきたい。人権推進課を通じて教育委員会などにご意見を申し上げてほしい。あとは、これは犯罪ですが、今、私の手元に法務省のホームページから取ってきた刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律があって、不同意性交罪、不同意わいせつ罪（改正）というのがあります。こういうのを見ていると、かなりいろいろな情報が入っていて混乱していると思いますので、道筋の整理、犯罪というところも踏まえて、大人が今、何かしなくてはいけないのではないかと強く思っております。意見です。

会 長： ありがとうございます。貴重なご意見ということなのですが、確かに、教育委

員会なり、学校のほうにも、このような審議会ですらなくともかなり今回熱い意見が出たということをごひびお伝えしていただきたいかと思ひます。まずはそこからと思ひますが、よろしくお願ひいたします。

事務局： 承知いたしました。

会長： ほかにはどうでしょうか。

委員： 14ページの48番「妊婦健康診査」について、一区民としての意見なのですが、母子手帳交付から超音波検査、今まで区からの助成が2回分だったと思ひますが、今年度から4回に増えたというところで、実際は全部の妊婦健診で超音波検査をするのが普通なので、それだけだったらまだまだ足りないかなと思ひています。しかもそれ以前に、母子手帳をもらえるまでの健診というか、妊娠確定ですね、母子手帳をもらって「来てください」と言われるまでの診察って100%自己負担なので、数万円単位でお金がかかってきてしまう。2～3万だったかなという私の記憶なのですがけれども。2～3万かかって、かつその後の10何回の妊婦健診で4回しか助成がないとなると、その都度数千円払っていた記憶があるので、もっともっと助成してほしいなというところはあります。例えば超音波検査を全部助成するとか、母子手帳交付までにかかった自費を後から戻すキャッシュバックなどをしていただきたいなと思ひます。

会長： ありがとうございます。この点についてはいかがでしょうか。

事務局： ご意見ありがとうございます。この妊婦健康審査は、実は超音波検査の回数が、ご存じの方もいると思ひますが、もっと助成の回数が少なかったです。毎月超音波検査はあるというところで予算要求を必死に現場でいたしまして、やっと今ここまで追いついてきたという状況でございます。今日頂いたご意見を主管課には伝えますが、私としても増加を目指して行ってほしいなと思うところでございます。ただ、大分以前よりは増えてきたという状況でございます。

会長： ありがとうございます。

それでは、そろそろ先に進めて、最後にまた何か思いついたことがあれば、ご発言、ご意見を頂ければと思ひます。

それでは、議題（3）にまずは移らせていただきたいと思ひます。「審議会等への女性の参画促進に関する指針について」ということです。事務局からご説明をお願ひいたします。

（3）「審議会等への女性の参画促進に関する指針」について

事務局より、資料3について説明

会長： ありがとうございます。ただいまの説明を受けまして、皆様のご意見、ご質問とか

がございましたらお願いいたします。

委員： 私ども民生委員にもこういう審議会の依頼がたくさん来ておまして、最近では特に女性に参加していただくということで、そのような方向に進んでおります。民生委員自体も女性がほとんどというか、最近は女性のほうが多いということで、いろいろな機関に女性が出ていっているんで、こういうふうに「女性の委員を出してください」というのが必ず来ていると「はい、そうしましょう」ということになっています。とてもいいことだと思います。ありがとうございます。

事務局： ありがとうございます。

会長： ほかの方、お願いします。

委員： このような推薦依頼文は今回だけでなく随分前からやっつけらっしゃると聞いているのですけれども、大体1年に1%上がるかなぐらいの数字でいつて令和8年には40%という目標があり、このまま1%ずつ上がっていつても40%には届かないので、これでいいのかなとは思っています。

これを続けるのはまず一つ大事だと思いますが、もう一つ、区民であるとか、いろいろなところに啓発活動をしているというのは先ほどの説明でよく分かったので、行政の職員の方への研修であるとか、先ほど「私立の保育園では勉強会を積極的に自主的にやっているのですけれども」というお話があって、そういうのが区でもあるのかなと思いましたが。外に向けてではなく、動かしていく中の人たちの意識というのが先に走っていくぐらいじゃないと引っ張っていけない部分はあるので、ぜひ勉強会とか研修会みたいなものをして、「実際の会議で出た事例1」みたいな形で、「この校則についてはジェンダー平等の観点、人権の観点ではどう思いますか」ぐらいの感じで、別に悪いとか良いとかではなく、それについてどう思う？ という議論を一つ一つ重ねていくとか。トイレについては、こういうトイレがあるが、これはどうしたらいいだろうかというのをグループワークするだとか。別に責めるわけではないので、みんなでそういう話をして意識を高めていく機会をぜひ内部でも持っていただけたら、もっと協力し合えていいのかなと思いました。

会長： ありがとうございます。内部での研修というか自主的なということですね。お願いします。

委員： 私は町会から出ているのですが、確かに我々も積極的にお願いしています。でも、ほとんど今パートへ行ったり、それから子育てだということで、なかなか協力してもらえないのです。積極的に女性が力を出していかないと、これはなかなか解決できないと思うのです。はっきり言って、民生委員のほうは我々も推薦しているのですけれども、高齢者なんかには当たりがいいように女性というふうに、差別という意味ではないのですけれども、受けたほうに喜ばれるようにできるだけ女性にしてもらっている。男女平等とい

うのも大事でしょうけれども、向き不向きもあると思います。だから平等、平等というのは、ちょっと逆らうようで申し訳ないけれども、私はその向きによって適正にやっていくのが一番大事だと思うのです。学校の問題でも、小学校は女性が強いのです。中学校へ行くと逆転されてしまう。私も学校にしょっちゅう顔を出しているからよく分かるのですけれどもね。だんだんそういうものは浸透しているような気がするのです。今言ったように、パーセントでグラフに出されちゃうとこういう結果になりますけれども、本当の平等だったら女・男とつけることないでしょう。人間というか、人というか、それだと私は考えるのです。あくまでも適任があるので、グラフで平等、平等というのではなくて、それをやっていくのは大事だし、今いろいろな試験で階級も上がっていくわけですよ。女性も負けないようにすればいいけれども、パーセントという、能力がある男性がみんな落とされちゃうわけですよ。これが平等なのかというのは、ちょっと私には分からない。絶対に平等というのはいり得ないと思います。できればそれに追いつくように女性も頑張ってもらって、逆転させるようなものをつくってもらえればありがたいのかなと思います。勝手な意見で申し訳ないですけれども、私はそういう考えです。よろしくお願いします。

会 長： ありがとうございます。事務局はよろしいですか。

事 務 局： 貴重なご意見ありがとうございます。

会 長： 女性もかなり頑張っていると思いますが、まだ足りないというか、いろいろ問題も残っているかなと思います。
ほかはいかがでしょうか。まだご発言なさっていらっしやらない方はいらっしやいましたか。

委 員： 特に、と思って積極的に手を挙げなかったのですが、ただ、今のご発言に対しては、もちろん向き不向きというのはあるのですけれども、これまでの状況に任せていたら何も変わらないので、それではどうするかということが今問われているということだと思います。能力のある人に任せましょうということで今まで回ってきたら、女性がかかなり少なくなりました。あとは能力のある男性が就くことができないのではないかという話ですけれども、逆に言えば、今までの間は、能力がある女性でも、女性ということで就くことができなかったという歴史があるわけですから、今までに任せていては変わらないものを変えるにはということであれば、何人以上ということでも女性を積極的に就かせてくださいということをするのも仕方ない。ただ過渡期ではあると思います。これをやって、できるだけ平等になることを目指していこうということなのではないかと思います。

会 長： ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。大丈夫ですか。いつものように積極的に皆さんそれぞれのご専門のお立場からいろいろご意見を頂戴したかと思うのですが、よろしいでしょうか。

それでは、本日の議題は以上となります。ほかにはございませんでしょうか。なければ、最後に次回の審議会の開催日程について、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

3 次回開催日程

事務局：今日はたくさんの貴重なご意見をどうもありがとうございました。会長、スムーズな進行をありがとうございます。次回の開催につきましては、令和6年3月を予定しております。時期が近くなりましたら日程を調整させていただきます。

そして議事録が今回ぎりぎりになってしまって本当にご迷惑をおかけいたしました。申し訳ございませんでした。出来次第、確認をさせていただければと思っております。本当にどうもありがとうございました。

4 開 会

会 長： それでは、本日の審議会の議題は全て終了いたしましたので、これにて閉会とさせていただきます。

新しく代わってくださいました事務局の皆さん、いろいろと進行をありがとうございました。

皆様にも長時間にわたりご意見を頂きましてありがとうございました。終了させていただきます。オンライン参加の方もありがとうございました。